

平成31年4月21日：向原町会第33総会 議案

会則・細則等改定案



向原町会会則・細則

- ① 向原町会会則
- ② 向原町会細則
- ③ 向原会館の使用に関する細則
- ④ 班長・ブロック長・理事の役割に関する細則
- ⑤ 向原町会自主防災活動に関する細則
- ⑥ 防犯カメラの設置・運用に関する細則
- ⑦ 向原町会支援隊設置要項
- ⑧ 向原町会防犯パトロール隊設置運営要項

向原町会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、向原町会と称し、事務所を向原会館（向原1丁目6番5号）におく。

(区 域)

第2条 本会の区域は、向原1丁目、2丁目、3丁目（以下地区という）の区域とする。

(会 員)

第3条 会員は、第2条に定める地域内に居住する世帯、並びに当該地区内に事務所等を設け、会の主旨に賛同する者とする。

2 本会へ入会及び退会するときは、会長に届け出るものとする。入会及び退会の申し出は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域の諸課題の解決や災害時の会員の支援などに取り組み、安全で、明るく住みよい地域社会の形成・発展に資することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 本会は第4条の目的を達成するための事業を行うにあたり、次の各部を置き、役員を配置し、下記に示すそれぞれの事業を執行する。

(1) 総務部

- ① 町会の組織運営及び各種行事に関すること。
- ② 会館の維持管理、運用に関すること。
- ③ 市及び区役所との連絡調整及び福祉等に関すること。
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事項で各部に属さない事項。

(2) 広報部

- ① 会報、回覧、インターネットの活用を含む広報に関すること。
- ② 町会運営の記録、保存に関すること。

(3) 道路環境部

- ① 道路公園などの町会内の環境の維持及び美化に関すること。
- ② 交通安全に関すること。
- ③ 町会内の環境衛生や廃棄物減量に関すること。
- ④ 公園運営管理協議会及び愛護会に関すること。

(4) 消防防犯部

- ① 消防、防災、防犯に関すること。
- ② AED・防犯カメラ・防災備蓄品の維持管理及び自主防災組織に関すること。

(5) 体育厚生部

- ① 町会員によるスポーツ活動の支援を含む体育厚生に関すること。
- ② 高齢者の親睦活動の支援に関すること。
- ③ 町会主催行事に関すること。

(6) 婦人部

- ① 女性の視点からの町会活動への点検・提言に関すること。
- ② 災害時の炊き出しや保健衛生に関すること。
- ③ 女性会員の親睦活動の支援に関すること。

第3章 機関及び組織

(機関及び組織の構成)

第6条 本会は前条の目的を達成するために、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員・理事会

2 機関とは別に、本会の目的を達成するための組織として、適切な数の近隣世帯を1単位として班を置き、班長を定める。

3 班を組織化するため適切な数の班でブロックを形成し、ブロック長を定める。

4 ブロックをまとめるため、各丁目に理事を置き、班長、ブロック長と連携し、組織を運用する。

(総会)

第7条 総会は会員を以って構成する。

2 通常総会は、会計年度終了後すみやかに開催する。但し、役員会が必要と認めた時又は会員の3分の1以上の請求があったときに臨時総会を開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を確認、審議する。

- (1) 事業報告に関すること。
- (2) 決算報告及び監査報告、事業計画、予算の議決に関すること。
- (3) 役員及び会計監査の選任及び解任に関すること。
- (4) 会則の改廃及び細則の変更の承認に関すること。
- (5) その他重要な事項

4 総会の議決は、出席者の過半数を以って決定する。

(役員・理事会)

第8条 役員・理事会は総会に次ぐ機関で、第3項に定める事項を執行する。役員・理事会は、役員、各丁目の代表者である理事を以て構成する。尚、必要に応じてブロック長、又は班長を召集することができる。

2 役員・理事会は、会長が必要と認めた時に招集する。

3 役員・理事会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、決定し、執行する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関すること。
- (3) 細則の制定並びに改廃に関すること
- (4) その他総会の議決を要しない事業の企画執行に関すること

第4章 役員、会計監査及び理事

(役員の定数)

第9条 本会に次の役員及び会計監査をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名（但し、1名は副会長が兼任する）
- (4) 部長等 19名（各部長のほか、総務部副部長3名、広報部副部長2名、体育厚生部副部長2名、婦人部副部長2名、道路環境部副部長2名、消防防犯部副部長2名を置く。）
- (5) 会計監査 2名

(理事の定数)

第10条 理事は、町会基礎組織である班及びブロックを各丁目ごとに取りまとめることを任務とし、各丁目1名とする。但し、クレストフォルムサウスヒルの区域には、2丁目理事以外に1名の理事を置く。

(役員・理事の任期)

第11条 役員・理事の任期は2年とし、再選を妨げない。但し、補欠役員、理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員、会計監査及び理事の任務)

第12条 役員、会計監査及び理事は、次の任務に当たる。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときにはこれを代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を掌る。
- (4) 会計監査は本会の会計を監査し、総会において監査結果を報告する。又必要に応じて役員・理事会に出席する。
- (5) 部長は、副部長と協力して各部を運営する。
- (6) 理事は担当地区の連絡を密にし、組織の円滑な運営に当たるとともに、役員会に参加するなど事務の執行にも参画する。

(役員の選出)

第13条 会則第9条に定める役員及び会計監査の候補者を選出するため、役員候補者選考委員会を設ける。

役員候補者選考委員会の構成などに関することは、細則に定める。

2 前項により候補者として選出された役員及び会計監査は、総会の議決により選任する。

第5章 会 計

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費その他の収入を以って、これにあてる。

(会 費)

第15条 会費は、1世帯当たり月額300円とする。

2 会員は、1年分の会費を2期に分けて納入するものとする。

3 退会者の会費は、本人からの請求があった場合のみ、当該月の翌月分以降を返還するものとする。

(会計年度及び会計の種類)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2 会計は、一般会計及び特別会計の2種類とする。

3 特別会計は、会館の保全のための会計とし、建て替えや大型修繕に備え一般会計で予算化し、決算で特別会計への繰り出しを決定し、積み立てるものとする。

4 特別会計で積み立てた預金を会館の保全のための工事で払い出しする場合は、総会の議決を経なければならない。

第6章 附 則

(相談役)

第16条 本会は会長の委嘱により、若干名の相談役を置くことができる。但し、任期は2年とする。

(細 則)

第17条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りに於いて、役員会の議決を経て定めることができる。役員会は細則の制定又は改廃をした場合には、その結果を総会に報告しなければならない。

2 但し、次の事項に関する細則については、第1項にいう細則とは別に独立した細則として制定する。

- (1) 向原会館の使用に関する細則
- (2) 班長・ブロック長・理事の役割に関する細則
- (3) 向原町会自主防災活動に関する細則
- (4) 防犯カメラの設置・運営に関する細則

(付則)

第18条 会則の施行及び改正

この会則は、前会則を全面改定し、平成31年4月21日を以って改正施行する。

向原町会細則

(目的)

第1条 向原町会細則は、町会会則17条にもとづき、町会運営に必要な細目を定めることを目的とする。

(班の設置)

第2条 町会の基礎組織として、班を置く。

2 班は、10から15世帯程度で一つの班を編成する。

3 班の置き方は、毎年見直すこととし、その結果は役員会の承認を経て、班別会員名簿として定める。

(ブロックの設置)

第3条 7班程度をまとめ、一つのブロックを編成する。

2 ブロックの編成は、前項3の班の見直しに合わせて見直すこととし、その結果は役員会の承認を経て、前項3の「班別会員名簿」と合わせて定める。

(班長、ブロック長)

第4条 各班に1名の班長を置く。班長の任期は1年とする。

2 各ブロックにブロック長を置く。ブロック長の任期は1年とし、前条にいう班長の任務を円滑に行えるよう、各班長への配布物の仕分けや送付、各種取りまとめなどを行う。なお、ブロック長は班長とは兼務であるが、町会役員は兼任できないものとする。

(理事)

第5条 会則第10条に基づき理事を置く。

2 理事の選出に当たってはブロックの輪番制とし、当番のブロックに属する班の班長の中から1名を互選する。

3 理事は、ブロック長もしくは班長との兼任はできないものとする。そのため、理事を選出した班は、別に班長を1名選ぶこととする。

4 理事は、各丁目のブロック長を統括し、ブロック長、班長への配布物の仕分けや送付、取りまとめなどを行う。

(班長、ブロック長、理事の役割)

第6条 第4条、第5条にいう班長、ブロック長、理事の詳細な役割は、別の細則として、「班長、ブロック長、理事の役割に関する細則」として定める。

(町会の組織)

第7条 町会は、各丁目理事及びクロスフォルム新百合ヶ丘サウスヒル理事をもって各丁目及びクロスフォルム新百合ヶ丘サウスヒルの会員を組織する。その組織の詳細は、町会会員名簿により定める。

(役員及び組織系統)

第8条 会則5条にいう各部及び町会の関連組織及び川崎市から委任を受けて町会区域で任務を遂行する各種委員を含め、町会を統括的に組織する。組織系統は、別表1に定める。

(役員候補者選考委員会)

第9条 役員を選出するため、役員候補者選考委員会を設置する。

2 役員選考委員は、役員改選期及びその前期のブロック長(以下「ブロック長」という。)及び理事をもって構成する。

3 なお、役員選考委員会からの要請がある場合は、現役員も役員選考作業に関与することができる。この場合参画する役員は、役員会が推薦する。

4 役員選考委員会の委員長は、ブロック長の中から1名を互選により選出する。

5 役員選考委員会における役員選考にあたっては、下記の各項により候補者の選考を行う。

(1) 委員であるブロック長は、各ブロックから役員候補者1~2名を推薦し、その中から次期役員候補者を選考する。

(2) 選考にあたっては、以下の点に留意して候補者を選考する。

① 総務部については、部長のほか1~3丁目より各1名の総務部副部長候補者を選考する。

② その他の部においては、部長・副部長計3名が1~3丁目より各1名の配置となるよう候補者を選考する。

- ③ 会計監査候補については、2名の候補者を選考する。
 - ④ 役員の選考にあたっては、町会活動の円滑な運営や継続性のために、現役員の1/3~1/2程度の役員が再任されるよう候補者を選考する。また女性役員候補者の選出にも考慮する。
- 6 選考委員会委員長は、総会議決事項「役員の選任について」において選考委員会が決定した次期役員候補者並びに会計監査候補者を、議決すべき役員候補者として報告する。

(向原会館)

第10条 町会会館として、向原会館(以下「会館」という。)を設置する。会館は、財産保全のため川崎市市民自治財団(以下「財団」という。)に寄附しており、財団名義で不動産登記されている。財団と向原町会は3年間毎に会館無償貸借契約を取り交わし、向原町会が専用で使用する。なお、租税公課、維持管理費、修繕費、建替え費用は、向原町会が負担する。

会館所在地:向原一丁目6番5号

- 2 向原会館の使用に関する規定に関する細則は、別に定める。

(向原町会自主防災組織)

第11条 向原町会は、東日本大震災の甚大な被害状況に鑑み、災害発生の場合町会員の安全確保、避難や救援活動のため、向原町会自主防災組織を設置する。

- 2 向原町会自主防災組織の活動のための向原町会自主防災要項は別の細則に定める。

(広報部の広報活動)

第12条 広報部の活動において、印刷物である会報向原の発行に加え、インターネットを利用した広報活動を展開するに当たり、必要な事項を定める。

- 2 使用する手段はWebサイト、Twitter、Line、facebookなどを想定し、利用の目的と使用するサービスを役員・理事会の承認を得て、広報部が手続きを開始し管理する。
- 3 インターネットを活用した広報活動を運用するに当たり、広報部は下記の事に万全を期さなければならない。
 - ① 利用する町会員の個人情報の保護
 - ② サイバー攻撃(コンピュータウイルス、なりすまし、不正利用など)による被害の阻止
- 4 インターネットを利用した広報活動は、下記の通りとする。
 - ① 行事、各部の活動の告知
 - ② 防犯パトロールやまつり等の実行委員などの募集、登録行為
 - ③ 災害時などの情報の提供や防犯等の情報の提供
 - ④ その他町会の活動に必要なもの
- 5 前項に規定する広報活動で配信する情報について、①②は役員会で承認された内容である場合、また③は区危機管理室、消防、警察からの情報の提供である場合、特に会長の承認を得ることは必要が無いが、④に該当する情報を提供しようとする場合、担当部長と協議し、会長もしくは担当副会長の承認を得なければならない。
- 6 前項に規定する広報活動で会員等から受けた意見、要望、情報については、会長、担当副会長、もしくは対象の部長にそのまま伝達し、広報部は情報の受付のみをおこなう。返答が必要な場合は、担当の役員にて対応する。

(防犯カメラ)

第13条 向原町会は、犯罪の予防を目的として向原1丁目～3丁目の区域において防犯カメラを設置する。

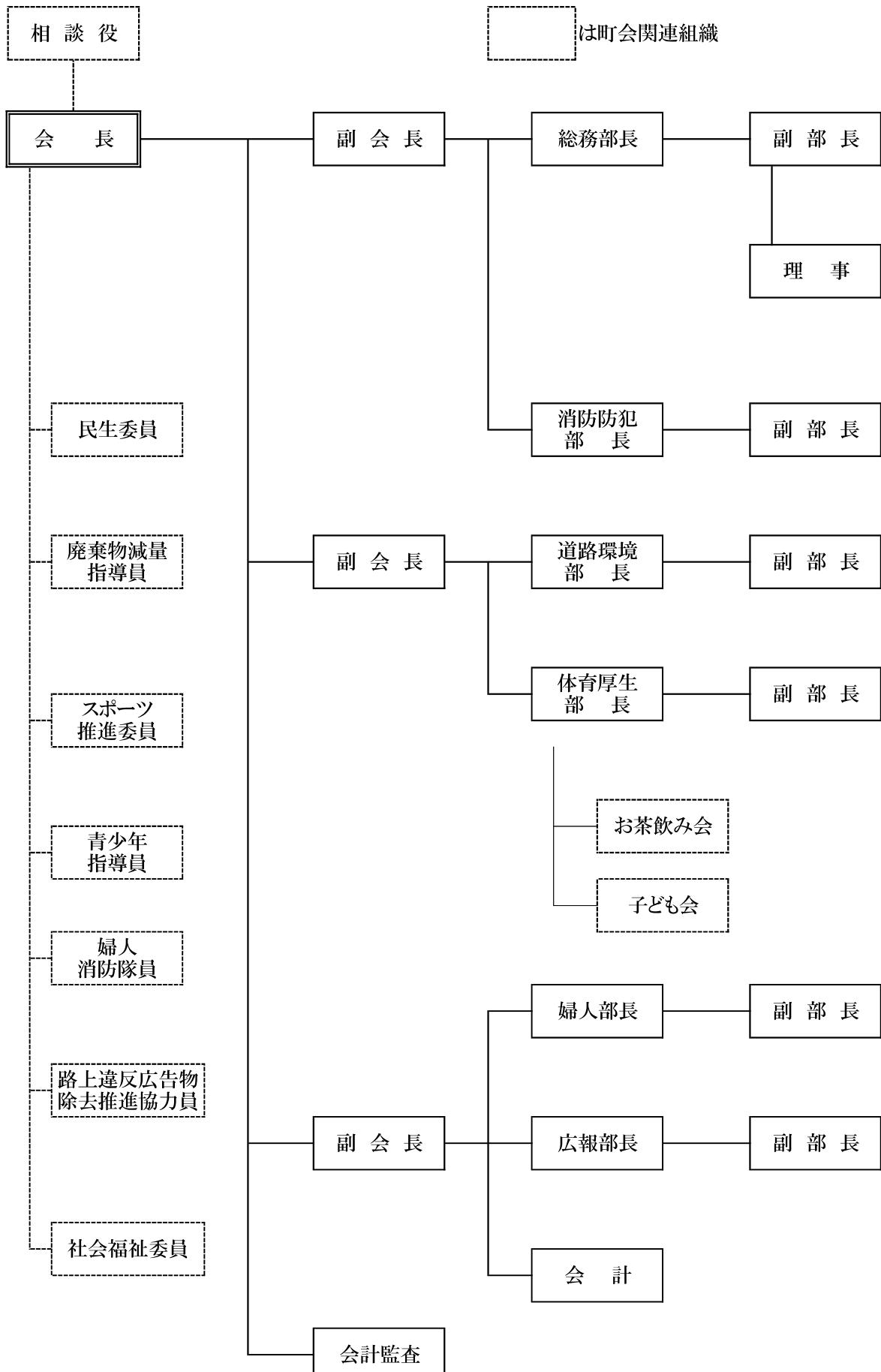
- 2 防犯カメラの設置・運用にあたっては、町会員の個人のプライバシーの保護に配慮し、適正な防犯カメラの設置及び運用を行う
- 3 防犯カメラの設置及び運用についての詳細は、別の細則に定める。

(付 則)

この細則は、平成31年4月21日を以って全面改正し、施行する。

向原町会 役員組織系統図

平成31年4月21日改訂



向原会館の使用に関する細則

(目的)

第1条 向原会館の使用に関する細則は、町会会則17条及び細則10条にもとづき、向原会館の使用に関する必要な細目を定めることを目的とする。

(使用規定)

第2条 会館の使用規定は、以下のとおりとする。但し町会会員が含まれない使用は、原則認めない。

(1) 使用手続

会館の使用申し込みは、原則として使用5日前までに管理人に申し出て、担当役員の承認を得た後、会館使用申込書に必要事項を記入の上、第3条の使用料を添えて当日までに管理人に提出するものとする。

また、週1回以上継続して繰り返し使用する場合は、毎年4月に別途継続使用申込書により申し込みをし、町会長の許可を得なければならない。

但し、町会、それに関連する団体、及び弔事で使用する際は、これを優先する。また災害時に町会の災害対応などとして使用する場合も同様とする。

(2) 使用の制限

次項使用規則を遵守出来ない場合は、使用を認めない。但し、会長が認めるときは、その限りではない。

(3) 使用規則

使用の際は管理人の指示に従い、次の事項を遵守すること。

- ① 周辺居住者に迷惑になるような騒音を発せぬこと。
- ② 夜間の使用は、22時までとする。
- ③ 使用後、使用者の代表は責任をもって火気等の後始末をすること。また、使用後の清掃、備品等の現状復帰は使用者の責任においておこなうこと。
- ④ 使用規則及び会館の設備備品を汚損・毀損するような利用は、してはならない。
また他の利用者の利用を妨げることはしないこと。会議室の使用に際し器具や備品の破損を生じさせた場合には、使用者は、その損害に応じた弁償をすること。
- ⑤ ごみ、空き缶、空き瓶等は、使用者の責任で始末すること。
- ⑥ 保安及び管理の点から、申込んだ部屋以外は使用しないこと。
- ⑦ 館内は、原則禁煙とする。
- ⑧ 会議室に町会備品以外の備品を持ち込んで使用する場合は、必ず持ち帰ること。
会館に常時置くことは禁止する。
- ⑨ 会長は、利用が適正でないと判断できる場合は、三役会の決議を経て、利用を禁止することができる。
- ⑩ 町会の行事、会合等(1)但し書きに該当する使用が発生した場合は、該当する日の使用申し込みを取り消すものとする。

(使用料)

第3条 会館の使用料は、下記の表とおりとする。

基本の貸出区分と使用料

使 用 時 間	1階ホール	2階和室	備考
午前9～12時	1時間1000円	1時間1000円	
午後0～5時	1時間1100円	1時間1100円	
午後5～10時	1時間1200円	1時間1200円	

但し、弔事に使用する場合は、1回全館使用で、5,000円とする。

注：使用時間は厳守し、清掃、片づけも時間内に終わらせること。

(使用料の減額と増額)

第4条 前項の使用料は、会館の使用者及び目的等によって下記の内容により減額することができる。

- (1) 町会及び会長が認めた関連組織及び団体等の使用は、無料とする。
 - (2) 会員の子供たちが含まれるスポーツ団体や健全育成のための活動をする団体の使用は、5割を減額することができる。
 - (3) (2)の減免を受けようとする場合は、あらかじめ使用申込書を添えて会長に申し出なければならない。
- 2 営利を目的として会館を使用する場合及び町会会員以外が使用するときは、使用料は前条(1)(2)の料金表の2倍とする。なお、営利を目的とするとは、以下の例による。
- (1) 公益目的以外に物品を販売して利益を得ようとすること
 - (2) 1回あたり一人2千円以上の金員を会費として徴収する教室等の使用
- 3 備品の使用料は、無料とする。但し破損した場合には、管理人に報告するとともに損害に応じて弁償すること。

(付 則)

この細則は、平成31年4月21日を以って全面改正し、施行する。

会館使用申込書

2019.4.21 : 改定

使用日	年　　月　　日 (　曜日)		
使用時間・料金	～	料金	円
使用目的			
及び内容	<input type="checkbox"/> 定期的利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
減免申請・理由			
団体名			
代表者	□	—	—
代表者住所			
減免の許諾	減免する	減免しない	

- ※ 時間貸し料金区分の異なる時間帯での利用がある場合は、料金は2段書きしてください。
- ※ 減免料金を申請する場合は、あらかじめ会長の承認を得てください。
- ※ 会費を徴収する場合は、使用内容に必ず額も含め記入してください。
- ※ 定期的な使用の場合は、あらかじめ審査が必要になります。年度を超えて使用する場合は、毎年4月に改めて継続使用申込書の提出をしてください。

上記申し込みに際し、裏面の使用規則を守ります。

代表者 _____ 

(使用申込書裏面)

《向原会館使用料金表》

使 用 時 間	1 階ホール	2 階和室	備 考
午前 9 ~ 12 時	1 時間 1 0 0 0 円	1 時間 1 0 0 0 円	
午後 0 ~ 5 時	1 時間 1 1 0 0 円	1 時間 1 1 0 0 円	
午後 5 ~ 10 時	1 時間 1 2 0 0 円	1 時間 1 2 0 0 円	

※ 営利を目的とする使用は、上記 2 倍の料金とする。

《使用規則》

使用の際は管理人の指示に従い、次の事項を遵守すること。

- ① 周辺居住者に迷惑になるような騒音を出さないこと。会館の使用は、22 時までとする。
- ② 使用後、使用者の代表は責任をもって火気等の後始末をすること。また、使用後の清掃、備品等の現状復帰は使用者の責任においておこなうこと。
- ③ 使用規則及び会館の設備備品を汚損・毀損するような利用は、してはならない。また他の利用者の利用を妨げることはしないこと。会議室の使用に際し器具や備品の破損を生じさせた場合には、使用者は、その損害に応じた弁償をすること。
- ④ ごみ、空き缶、空き瓶等は、使用者の責任で始末すること。館内は禁煙とする。
- ⑤ 申込んだ部屋以外は使用しないこと。会議室に町会備品以外の備品を持ち込んで使用する場合は、必ず持ち帰ること。会館に常時置くことは禁止する
- ⑥ 会長は、利用が適正でないと判断できる場合は、三役会の決議を経て、利用を禁止することができる。
- ⑦ 町会の行事、会合、災害対応、葬儀等に該当する使用が発生した場合は、該当する日時の使用申し込みを取り消すものとする。

向原会館継続使用申込書

2019.4.21 : 改訂

申込日	年 月 日 (曜日)				
団体名					
代表者	姓 — —				
代表者住所					
使用目的及び内 容					
繰り返し使用の 内容と必要性 (曜日なども)					
使用時間・部屋	～		<input type="checkbox"/> を付けてください 一階ホール 二階和室		
審査欄	会長	副会長	副会長	副会長	継続使用の可否
					<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない

※ 会費を徴収する場合は、使用内容に必ず額も含め記入してください。

※ 定期的な使用の場合は、審査が必要になります。

※ 継続使用許可を受けたら、毎回の使用手続きを行ってください。また、複数年に渡る場合は、毎年4月に改めて、継続使用の申請をしてください。

上記申し込みに際し、使用規則を守ります。

班長・ブロック長・理事の役割に関する細則

平成31年4月21日：制定施行

(目的)

第1条 班長・ブロック・理事の役割に関する細則は、会則4条、12条、17条及び細則2条から7条に定めた内容の詳細を別の細則として定めることを目的とする。

第1章 班長の役割

(班長の任期)

第2条 班長の任期は1年とし、向原町会総会の終了後から翌年の総会開催の前日までとする。

(班長の主な役割や活動)

第3条 班長の主な役割や活動は、以下の通りとする。

1 配布物・回覧などの各戸への配布

原則として毎月第一土曜日に配布を開始する。ブロック長から届けられたものを、できるだけ速やかに配布・回覧を開始する。

(1) 配布物：町会の配布物及び市・関係機関からの配布物を各戸に配布。

(2) 回覧：町会の回覧及び市・関係機関からの回覧物の回付。

(3) 町会の催し物のお知らせ、防犯パトロール申込書、向原まつり・餅つきなどの回覧物や申込書は、必ず一番上にして回付する。集約が必要な回覧は、明記された期限までに集約したうえでブロック長に引き渡しする。

2 町会費などの徴収

(1) 町会費：5月(4～9月分)、10月(10～3月分)の年2回(1,800円/半年分)で徴収する。町会費は、1ヶ月300円とし、集金は必ず各戸個別に行うこと。回覧による集金は行わない。

(2) 向原まつり協賛金：9月に協力をお願いしながら集金する。

3 集金したお金の納付

期限までに必ず所定の集計表に記入し、現金と領収書控えを確認し、一緒にブロック長に納付する。

4 町会への新規加入、変更や転出などの処理

(1) 新規加入の場合の処理は、下記の通り。

班内に新たに居住された方々には、町会への加入を案内し、加入届の用紙(会館玄関の電話機下の引出し)を必ずお届けする。加入いただいた場合は、

② 町会費は、翌月分からの残期分を徴収する。

③ 「町会会則・細則」や「資源物とごみの分け方・出し方」、「向原町会をよく知るために」などを配布する。この書類は班長があらかじめ保管しておき、不足したら会館の所定の場所(会館玄関の電話機下の引出し)に取りに行って補充する。

④ 加入届と町会費と一緒に、ブロック長へ送付する。

(2) 変更があった場合・町会地域内での転居の場合の処理は下記の通り。

加入届の内容に変更があった場合も変更届の提出をご案内する。また町会地域内での転居は、旧の班では転出届、新の班では転入として変更の届け出を案内する。届け出された書類は、ブロック長に送付する。

(3) 町会外への転居された場合や町会を退会する会員の申し出があった場合の処理

転出届けの届出を案内する。退会の場合は、「退会」と補記する。前納された会費は、請求があった場合に転出又は退会の翌月分以降を返還する。返還は、届け出書類により、総務部が行う。

5 防犯パトロールや防犯灯などの対応

(1) まちの安全・安心のため実施している防犯パトロールには、役員・理事・ブロック長・班長は、積極的に参加をお願いします。

(2) 防犯灯に不具合がある場合は、以下の内容を報告する。電柱の管理番号(タの木234など)か、分りやすい位置をメモして、会館の郵便受けに入れるか、防犯パトロール用倉庫にあるノートに記入する。

6 町会行事の申し込み集約と報告及び集金などの対応

(1) 行事の申し込みの集約など

向原まつり・餅つき大会の食券申し込み、その他行事の参加申し込みを集約し、申込書をチェックして、期限内にブロック長に送付する。

(2) 向原まつり・餅つき大会の食券の配布と集金

班の会員が申し込んだ食券は事前に集金する。食券が届いたら申込者から集金をして、所定の集計表に記入し期限内にブロック長に届ける。

(3) 町会の行事などへの参加のお願い

町会員の親睦や交流のため実施する向原まつり・餅つき大会・どんど焼きなどの町会行事には、班長も是非参加、協力してください。また春と秋の町内清掃も是非参加して下さい。

公園の美化や花植えなどの道路環境部などが行う町内美化の活動にも積極的に参加願います。

(班長のその他の役割や活動)

第4条 班長の主な役割や活動以外に行う、その他の活動は以下の通りとする。

1 班の会員からの意見や要望の役員への伝達

町会の活動、地域の環境問題、安全・安心など、会員からの意見があった場合は、ブロック長を通して総務部長・副部長・会長に伝達する。町会で対応できるものは対応策を、出来ないものは市への要望をするなど、回答を速やかに検討し、結果を必ず返事します。ご意見をいただいた会員に報告してください。

2 町会会員宅にご不幸があつた場合

班長や町会に直接連絡がある場合もありますが、近年家族葬や密葬なども増えており、全く町会には連絡が無い場合も出てきています。連絡があつた場合は、下記の点をお伝えするなど対応をお願いします。

(1) 町会のお手伝いの確認

葬儀などに町会のお手伝いの必要の有無を尋ね、必要との要望があつた場合は、至急総務部長に報告願います。

(2) 訃報報告用紙の提出のお願い

会員宅にご不幸があつた場合、町会から弔慰金を出すこととなつてゐるため、訃報報告用紙に必要事項(掲示の希望の有無)を記入して、直接総務部長に届けてください。

(3) 会館での葬儀の実施

ご希望があれば、会館を葬儀会場として使用することができます。

3 赤十字・共同募金等の寄附関係の業務

赤十字募金、赤い羽根共同募金、年末たすけあい運動の年3回の活動があります。それぞれ赤十字及び共同募金会の委嘱員の立場でお願いをしていただきます。募金等の集金後は、集計表、領収書の半券、現金をブロック長に届けてください。

(1) 赤十字(募金)社員増強運動

期間は5月1日～31日まで。社員増強運動ですが、小額の場合は寄付扱いとなります。向原町会は、社員増強ではなく、寄附募集として扱います。

(2) 赤い羽根共同募金

期間は10月1日～31日まで。神奈川県共同募金会が実施。

(3) 年末たすけあい運動

期間は12月1日～31日まで。神奈川県共同募金会が実施。

(班長の引継ぎ)

第5条 班長の任期が終期を迎えた場合は、下記の要領で引継ぎをする。

1 次期班長の決定

2月末までに次期班長を決めて、ブロック長に報告する。

2 引継ぎ

任期が終了したら、回覧板やゴミだしのパンフレットなどのグッズを次期班長に引渡し、引継ぎをお願いします。

第2章 ブロック長の役割

(ブロック長の任期)

第6条 ブロック長の任期は1年とし、向原町会総会の終了後から翌年の総会開催の前日までとする。

(ブロック長の主な役割や活動)

第7条 ブロック長の主な役割や活動は、以下の通りとする。

1 配布物・回覧などの各戸への配布

原則として毎月第一土曜日に配布を開始する。仕分けが10時過ぎ位に終了するので、それ以降に配布物を会館まで取りに行き、できるだけ速やかに班長に配布する。

(1) 配布物:町会の配布物及び市・関係機関からの配布物を各戸に配布。

(2) 回覧:町会の回覧及び市・関係機関からの回覧物の回付。

(3) 町会の催し物のお知らせ、防犯パトロール申込書、向原まつり・餅つきなどの回覧物や申込書は、必ず一番上にして班長に送付する。集約が必要な回覧は、明記された期限までに班長から集約したうえで理事に返却する。

2 町会費などの徴収

(1) 町会費:5月(4～9月分)、10月(10～3月分)の年2回(1,800円/半年分)で徴収する。町会費は、1ヶ月300円。

(2) 向原まつり協賛金:9月に協力ををお願いしながら集金する。

3 班長から届けられたお金の納付

班長から届けられた所定の集計表、現金、領収書控えを再確認のためチェックし、ブロック分を集計表にまとめ、期限までに一緒に理事に届ける。

4 町会への新規加入、変更や転出などの処理

ブロック内に新たに居住された方々には、班長と協力して町会への加入を案内する。班長から届いた加入や変更、転出などの届出書類は、理事に届ける。加入・変更・転出などの処理は、第3条「班長の主な役割や任務」の4項を参照

のこと。

5 防犯パトロールや防犯灯などの対応

- (1) まちの安全・安心のため実施している防犯パトロールには、役員・理事・ブロック長・班長は、積極的に参加をお願いします。
- (2) 防犯灯に不具合がある場合は、以下の内容を報告する。電柱の管理番号(タの木234など)か、分りやすい位置をメモにして、会館の郵便受けに入れるか、防犯パトロール用倉庫にあるノートに記入する。

6 町会行事の申し込み集約と報告及び集金などの対応

- (1) 行事の申し込みの集約など

向原まつり・餅つき大会の食券申し込み、その他行事の参加申し込み書類はブロック分を集約し、申込書をチェックして、期限内に理事に送付する。

- (2) 向原まつり・餅つき大会の食券の配布と集金

班の会員が申し込んだ食券は事前に集金する。班長から届けられた集金分をチェックして期限内に理事に届ける。

- (3) 町会の行事などへの参加のお願い

町会員の親睦や交流のため実施する向原まつり・餅つき大会・どんど焼きなどの町会行事には、班長も是非参加、協力してください。また春と秋の町内清掃も是非参加して下さい。

公園の美化や花植えなどの道路環境部などが行う町内美化の活動にも積極的に参加願います。

(ブロック長のその他の役割や活動)

第8条 ブロック長の主な役割や活動以外に行う、その他の活動は以下の通りとする。

1 班の会員からの意見や要望の役員への伝達

町会の活動、地域の環境問題、安全・安心など、会員からの意見が班長から届けられた場合は、総務部長・副部長・会長に伝達する。町会で対応できるものは対応策を、出来ないものは市への要望をするなど、回答を速やかに検討し、結果を必ず返事します。ご意見をいただいた会員に班長を通して報告してください。

2 町会会員宅にご不幸があった場合

班長と協力して、葬儀などに町会のお手伝い・訃報の掲示、会館の使用などの必要の有無を尋ねてください。必要とのことでしたら、至急総務部長に報告願います。詳細は、第3条2項を参照のこと。

3 赤十字・共同募金等の寄附関係の業務

赤十字募金、赤い羽根共同募金、年末たすけあい運動の年3回の活動があります。それぞれ赤十字及び共同募金会の委嘱員の立場で募金をお願いしていただきます。班長から届けられた募金は、集計表、領収書の半券、現金を確認して、ブロック分を集計して、理事に届けてください。

詳細な内容は、第3条3項を参照のこと。

(ブロック長の引継ぎ)

第9条 ブロック長の任期が終期を迎えた場合は、下記の要領で引継ぎをする。

1 次期ブロック長の決定

2月末までに次期ブロック長を決めて、理事に報告する。

2 引継ぎ

任期が終了したら、回覧板やゴミだしのパンフレットなどのグッズを次期ブロック長に引渡し、引継ぎをお願いします。

(役員選考委員会の構成員)

第10条 会則第11条により、2年ごとに町会役員・会計監査を改選する。改選にあたっては、細則第9条に基づき改選期とその前年のブロック長及び理事で役員選考委員会を構成し、共同して役員を選考する。総務部副部長は、これを補佐する。

第3章 理事の役割

(理事の任期)

第11条 理事の任期は2年とし、改選時期は役員と同一とする。任期の始期は向原町会総会の終了後からとする。

(理事の主な役割や活動)

第12条 理事の主な役割や活動は、以下の通りとする。

1 町会役員・理事会への出席、行事への参加

役員・理事会(おおむね月1回土曜日午後7時から)に出席願います。向原まつりを始めとする各種町会の行事にも役員と一緒に参画願います。

2 配布物・回覧などの処理

毎月第一土曜日の朝9時に会館に集合し、総務部と協力しながら各丁目の配布物や回覧の仕分けをし、ブロック毎に所定の場所に配列する。各ブロック長は10時以降に会館に取りに来ることになっている。

- (1) 配布物:町会の配布物及び市・関係機関からの配布物。

- (2) 回覧:町会の回覧及び市・関係機関からの回覧物。
- (3) 町会の催し物のお知らせ、防犯パトロール申込書、向原まつり・餅つきなどの回覧物や申込書は、必ず一番上にしてブロック長に配布する。

3 町会費などの徴収

- (1) 町会費:5月(4~9月分)、10月(10~3月分)の年2回(1,800円/半年分)で徴収する。町会費は、1ヶ月300円。
- (2) 向原まつり協賛金:9月に協力をお願いしながら集金する。

4 ブロック長から届けられたお金の納付

ブロック長から届けられた所定の集計表、現金、領収書控えを再確認のためチェックし、丁目分を集計表にまとめ、一緒に会計に届ける。

5 町会への新規加入、変更や転出などの処理

ブロック内に新たに居住された方々には、班長と協力して町会への加入を案内する。ブロック長から届いた加入や変更、転出などの届出書類は、総務部長に、町会費は会計に届ける。加入・変更・転出などの処理は、第3条「班長の主な役割や任務」の4項を参照のこと。

6 防犯パトロールや防犯灯などの対応

- (1) まちの安全・安心のため実施している防犯パトロールには、役員・理事・ブロック長・班長は、積極的に参加をお願いします。
- (2) 防犯灯に不具合がある場合は、以下の内容を報告する。電柱の管理番号(タの木234など)か、分りやすい位置をメモにして、会館の郵便受けに入れるか、防犯パトロール用倉庫にあるノートに記入する。

7 町会行事の申し込み集約と報告及び集金などの対応

(1) 行事の申し込み集約など

向原まつり・餅つき大会の食券申し込み、その他行事の参加申し込み書類は丁目分を集約し、申込書をチェックして、期限内に総務部長に送付する。

(2) 向原まつり・餅つき大会の食券の配布と集金

班の会員が申し込んだ食券は事前に集金する。ブロック長から届けられた集金分をチェックして期限内に会計に届ける。

(理事のその他の役割や活動)

第13条 理事の主な任務以外のその他の役割や活動は、以下の通りとする。

1 班の会員からの意見や要望の役員への伝達

町会の活動、地域の環境問題、安全・安心など、会員からの意見がブロック長から届けられた場合は、総務部長・副部長・会長に伝達する。町会で対応できるものは対応策を、出来ないものは市への要望をするなど、回答を速やかに検討し、結果を必ず返事します。ご意見をいただいた会員にブロック長、班長を通して報告してください。

2 町会会員宅にご不幸があった場合

班長・ブロック長と協力して、葬儀などに町会のお手伝い・訃報の掲示、会館の使用などの必要の有無を尋ねてください。必要とのことでしたら、至急総務部長に報告願います。詳細は、第3条2項を参照のこと。

3 赤十字・共同募金等の寄附関係の業務

赤十字募金、赤い羽根共同募金、年末たすけあい運動の3回の活動があります。それぞれ赤十字及び共同募金会の委嘱員の立場で募金をお願いしていただきます。ブロック長から届けられた集金は、集計表、領収書の半券、現金を確認して、丁目分を集計して、総務部長に届けてください。

詳細な内容は、第3条3項を参照のこと。

(理事の引継ぎ)

第14条 理事の任期が終期を迎えた場合は、下記の要領で引継ぎをする。

1 次期ブロック長、理事の決定

2月末までに次期ブロック長、後任の理事を決めて、役員・理事会に報告する。

2 引継ぎ

任期が終了したら、回覧板やゴミだしのパンフレットなどのグッズを次期理事に引渡し、引継ぎをお願いします。

(役員選考委員会の構成員)

第15条 会則第11条により、2年ごとに町会役員・会計監査を改選する。改選にあたっては、細則第9条に基づき改選期とその前年のブロック長及び理事で役員選考委員会を構成し、共同して役員を選考する。総務部副部長は、これを補佐する。

(付則)

この細則は、平成31年4月21日をもって施行する。

向原町会自主防災活動に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会則17条、細則11条に定める向原町会内で発生した災害において、向原町会の地域住民の安全確保のために向原町会が行う自主防災活動について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 向原町会が行う自主防災活動は、以下の災害による被害を想定する。

(1) 震度5強以上の大規模地震

複数の倒壊家屋が想定され、一部に液状化、道路の亀裂などが発生している。避難・救助・消防に使える道路が限定される可能性がある。一部に火災発生し、ライフラインについては、すべて停止状態と想定される。

(2) 大型台風・集中豪雨による被害・竜巻などによる被害

一部に強風による家屋の被害が想定される。浸水など被害は想定されにくいが、一部バスどおりに発生の可能性あり。ライフラインへの被害は無い。がけ崩れの可能性は2箇所が指定されている。麻生区の防災組織は、活動が可能な状態。

(発災時の活動内容)

第3条 向原町会が行う発災時の自主防災活動は、以下の活動を行うが、大規模災害時は麻生区の防災機能がマヒしており、道路も寸断されていることが想定される。このため公的な救助活動が届かないことが想定されているため、町会員のために消火活動など危険な活動も行わざるを得ない。ただし、活動は基本として身体の安全に努めることを優先し、危険な、また無理な活動となならないよう努めることとする。

- (1) 家屋倒壊などにより救出が必要な場合の救出活動。
- (2) 初期消火及び類焼を防ぐための消火活動。
- (3) インフラの状況の調査、掌握と整理。
- (4) 要支援者などの調査・支援活動。

(向原町会の自主防災組織（避難所は最後にまとめる）)

第4条 向原町会の自主防災組織は下記の通りとし、第8条にいう金程中学校避難所運営会議とは別に、町会内の災害時の活動のための組織とする。

- (1) 本部・情報班（会長・総務・広報）
 - 各班との調整・組織統括・情報の一元化・連絡体制の確立
 - 災害状況の把握・組織内伝達・町会員への提供・市からの情報の受理と伝達
 - 金程中学校避難所との連携活動
- (2) 各丁目消火・救護班（(1)(3)の担当以外の各丁目の各部役員・理事・ブロック長・各班長・向原倶楽部・向原バレーボール部）
 - 初期消火および負傷者の応急手当、救出活動、避難場所の指示・災害弱者の救出・避難誘導
- (3) 救護・給食給水班（担当副会長2名・婦人部・会計）
 - 向原会館又は一時集合場所における救護活動及び給水・給食活動
- (4) 一時集合場所と指定する公園
 - 一丁目：池之端公園（担当役員：各丁目消防防犯部及び理事）
 - 二丁目：弥生公園（担当役員：各丁目消防防犯部及び理事）
 - 三丁目：向原公園（担当役員：各丁目消防防犯部及び理事）

(向原町会自主防災組織本部の設置)

第5条 第2条に言う大規模災害が発生した場合は、向原会館に向原町会自主防災組織本部（以下「本部」という。）を設置し、第3条に言う地域内の災害対応活動を指揮する。会館が損壊し、本部設置が困難な場合は、金程中学校に設置される避難所（以下「避難所」という。）内で開設するものとする。

- 2 前項に並行して、避難所開設のため、一部役員を金程中学校に派遣し、避難所開設及び避難所運営会議の運営に当たらせる。避難所の詳細は、第8条による。
- 3 本部は、直ちに第4条にいう各丁目消火・救護班を組織し、第4条(4)にいう一時集合場所に派遣し、各丁目での災害対応活動を開始させる。
- 4 本部は、必要に応じて会館に災害弱者用の臨時避難場所を開設する。その場合、避難所本部情報班に連絡し、救護体制の整備を依頼する。

(町会及び会員の行動の原則)

第6条 災害発生時には、次の要領で行動するものとする。

- (1) 災害発生時には、基本的に向原会館及び災害時一時集合場所として向原町会が指定する公園に参集し、その

公園の担当町会役員の指示のもと行動をする。但し会館及び一時集合場所から遠い地域の会員は、直接金程中学校避難所に向かうものとする。また3丁目1～2班及びその近辺では、隣接する千代ヶ丘小学校避難所に避難できるものとする。

- (2) 本部総務管理班のうち向原町会役員は、向原町会範囲の情報を整理すると共に、各丁目ごとに避難救援班を編成し、一隊を指定集合場所の避難行動の指示に向かわせるとともに、各地域の救援への出動を命ずる。
- (3) 救援班は、副総務、消防防犯部及びブロック長、班長をもって組織する。各丁目避難救援班は、あらかじめ作成した「避難困難者リスト」をチェックして、避難状況を把握し、また情報収集により救援必要箇所を整理し、救護のために必要な医薬品や担架・リヤカーなどを確保したうえで、避難救援活動を開始し、避難困難者リストに掲載された災害弱者やケガなどにより自ら避難できない町会員の速やかな救護に当たるものとする。
- (4) 消火活動は初期消火の活動が基本であるが、区の災害対応組織が機能していない場合は、配備したスタンドパイプを活用し消火活動を行う。この場合危険な、無理な消火活動を行わないよう留意する。また火災発生時には、高齢者居住の有無などの情報を確認し、救援活動に努める。
- (5) 倒壊家屋からの救出活動は、安全を確保しながら救出活動に努めるが、二次災害につながらないよう慎重な配慮の上活動する。救助班での救出が無理な場合は、専門家の派遣のため正確な情報を提供する。
- (6) 救援活動時に必要な医薬品などは、避難所で確保をするが、会館で臨時避難所を開設する必要が生じた場合は、本部情報班に連絡し、医療関係者及び医薬品の搬送を依頼する。
- (7) 給食・給水活動は、基本は避難所での活動になるが、臨時避難所を開設した場合は、避難所と連携したうえで給食・給水活動は継続する。

(向原町会における備蓄品)

第7条 備蓄品は、下記の通りとする。但しこの備蓄品は災害弱者及び会館に設置する臨時避難所用とするため、町会員は災害に備え、各自で食料・水その他必要な生活用品を備蓄する。

- ① 応急用医薬品
- ② 災害用備蓄食料・水のペットボトル
- ③ 避難及び救出に必要な用具（担架、リヤカー、消火機器、つるはしなどの救出工具）
- ④ 発電機、充電器、ガスコンロ、ガスボンベ
- ⑤ 衛生用品・トイレットペーパー
- ⑥ その他金やまきなど炊き出しに使用する資機材。

(金程中学校避難所運営会議)

第8条 向原町会会員の避難所は、金程中学校都指定されており、金程中学校避難所組織及び向原町会の役割は、下記の通りである。

- ① 本部
役割：運営会議設置、各班設置確認、運営会議の招集
担当：会長・・・運営会議統括（副会長は、金程役員）
- ② 総務管理班
役割：施設の把握、部屋の地域の割り振り、罹災者の把握
担当：担当副会長・総務部・理事
- ③ 救護班
役割：医療救護所の開設、要援護者の把握、応急救護所との連絡調整
担当：担当副会長・消防防犯部・体育厚生部・青少年指導委員・民生児童員・体育指導員・バレーボール部
- ④ 食料物資班
役割：食料・飲料水の確保、炊き出し、食料・救護物資の配布、備蓄物資の配布
担当：担当副会長・婦人部・道路環境部・向原俱楽部
- ⑤ その他
各班長・ブロック長は、避難所内の町会員と本部組織との連絡調整に当たるものとする。

(防災組織及び機能保全の担任)

第9条 本防災組織の日常的な点検や備蓄品の整備、訓練などは、向原町会組織のうち消防防犯部がこれを担任する。

- 2 消防防犯部は、会員の防災意識の高揚のための広報活動やアンケート調査などを行うとともに、この細則に定めた災害時の初動活動について日常的な啓発活動を行うものとする。

(付則)

この細則は、平成31年4月21日をもって全面改正し、施行する。

防犯カメラの設置・運用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、向原町会が向原1～3丁目に、犯罪の予防を目的として設置する防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーの保護に配慮し、適正な防犯カメラの設置及び運用を行うことを目的とする。

(防犯カメラの設置場所等)

第2条 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別表1の通りとする。

- (1) 防犯カメラの撮影する範囲は、向原地域の道路(公道)・公園付近とし、会員のプライバシーに配慮して設置する。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」等の表示板を掲示する。

(管理責任者の指定等)

第3条 防犯カメラの設置者は、適正な防犯カメラの設置及び運用を行うために、管理責任者を指定することとする。

- 2 防犯カメラの管理責任者は、町会長とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ及びそのモニター、録画装置の操作を行う操作担当者として総務部長及び消防防犯部長を指定するものとする。
- 4 管理責任者及び指定された操作担当者以外の者の防犯カメラ及びそのモニター、録画装置操作は禁止する。

(画像データの保存・取扱い)

第4条 画像データ等の保管場所などは、下記のとおりとする。

- (1) 録画装置の保管場所は、防犯カメラ設置柱の施錠をしている保管箱内とする。
- (2) 記録媒体は、保管庫等に施錠の上保管し、原則として外部への持ち出し及び画像の閲覧を禁止する。
- 2 画像データの保管期間は、2週間とする。
- 3 保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断等の処理を行うものとする。

(画像データ等の外部への提供)

第5条 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者へ提供することができるものとする。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 捜査機関から文書にて、犯罪捜査の目的で要請を受けたとき。
- 2 前項に基づき、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者へ提供する場合には、管理責任者の許可を得た上で、提供するものとする。

(苦情等への対応)

第6条 設置者又は管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応するものとする。

(保守点検)

第7条 設置者又は管理責任者は、防犯カメラ及びそのモニター、録画装置の機能維持のため、12ヶ月ごとに保守点検を行うこととする。

(付則)

本細則は、平成31年4月21日をもって、制定施行する。

別表1

設置年度	設置場所	撮影範囲
平成30年度	向原弥生公園	公園内
平成30年度	向原3-2(道路)	道路

向原町会支援隊設置要項

(団体の名称)

第1条 本会の名称は、向原町会支援隊（以下「隊」という。）とする。

(隊の目的)

第2条 隊は、町会行事等において、町会会員の親睦や交流を深めるという行事等の目的達成のために、町会役員と協同して行事等に参画することを目的とする。又役員以外も町会活動に参画する場となることにより、町会活動のすそ野を広げることも期待するものである。

(隊の構成・組織)

第3条 隊は、申し出があった者で構成する。但し中学生以上とする。

2 隊の帰属は総務部とし組織は特に作らない。各行事ごとに総務部から参加の意向について確認し、参加するものでその都度隊を編成する。

(隊への入会・退会)

第4条 隊員の公募は、町会回覧及び掲示板にポスターを貼り、募集する。但し、入会受付は隨時行うこととする。

2 隊に入会する者は、別紙1の申込書に記入し向原町会に提出する。隊を退会する場合も別紙1に必要事項を記入し、向原町会に提出する。
3 入会・退会の受付事務は、総務部が行う。
4 支援隊隊員のうち向原町会会員及びその家族は、町会役員と同様に傷害保険を適用する。

(付 則)

この要項は、平成31年4月21日に新設施行する。

向原町会防犯パトロール隊設置運営要項

(団体の名称)

第1条 本会の名称は、向原町会防犯パトロール隊(以下「隊」という。)とする。

(隊の目的)

第2条 隊は、会則4条に基づき向原町会の地域内の安全・安心の確保のため、パトロールを実施し、防火の呼びかけや防犯のための活動を行うことを目的とする。

(隊の活動)

第3条 隊は、町会が行う防犯パトロールの実施主体として、以下の活動を行う。

(1) 隊によるパトロール

- ① 夜間パトロール：土曜日・日曜日夜8時から行うパトロール。
 - ② 昼間パトロール：昼間時間に行うパトロール
- #### (2) 個人パトロール
- ① わんわんパトロール：町会会員が犬の散歩をしながら行うパトロール。
 - ② 健康パトロール：町会会員が健康のため行う散歩をしながら行うパトロール。
- #### (3) その他のパトロール：隊が必要に応じて行うパトロール。

(隊の組織・編成)

第4条 隊には、隊長1名、副隊長1名を置く。

2 隊は、各丁目ごとに編成することが望ましい。

3 隊長、副隊長は、隊員の互選とするが、町会役員は積極的に関与する。

(隊の運営及び事務局)

第5条 隊長又は副隊長は、土曜日・日曜日の夜間パトロール及び昼間パトロールへの隊員の参加状況を確認し、複数人の参加が確認できた日のみをパトロール実施日として、隊員に通知する。

2 隊によるパトロールは、原則として開始時間10分前に所定の場所に集合し、制服(ベスト)を着用し、パトロールのコースを確定して出発する。

3 わんわんパトロールと健康パトロールは、登録した隊員各自が適宜「向原町会防犯パトロール」腕章をつけてパトロールを行う。

4 隊の事務局は消防防犯部とし、用具の補充や隊との連絡・調整を行う。

(隊への入会・退会)

第6条 隊員は、向原町会会員から公募する。隊に入会する者は、別紙1の申込書に記入し向原町会に提出する。隊を退会する場合も別紙1に必要事項を記入し、向原町会に提出する。

2 隊員の公募は、回覧及び掲示板にポスターを貼り、募集する。但し、入会受付は隨時行うこととする。

3 入会・退会の受付事務は、事務局が行う。入会・退会があつた場合は、直ちに当該丁目の隊長・副隊長に引き継ぎ、パトロール実施の隊員として位置づけしてもらう。

4 パトロール隊員は、町会役員と同様に傷害保険を適用する。

5 夜間パトロール隊員には制服(ベスト)を貸与する。わんわんパトロール・健康パトロール隊員には、腕章を貸与する。

6 隊によるパトロールには、隊員以外の会員の随時の参加も積極的に受け入れる。

(会議)

第7条 防犯パトロール隊は、年1回総会を行う。総会は、全パトロール隊員が参加し、相互の親睦を図るとともに、活動の総括や活動の計画を協議する。総会は、町会長が招集する。

(付則)

この要項は、平成31年4月21日に新設施行する。

向原町会支援隊入隊申込書

私は、向原町会支援隊の設置運営の趣旨に賛同し、下記の通り隊員申し込みをします。

年 月 日

ヨミ		
氏名		
住所	丁目 班	
電話番号	(携帯)	
メールアドレス	(携帯)	
LINEの利用	使用している	使用していない

向原町会支援隊設置要項:別紙1(申込書)

向原町会防犯パトロール隊入隊申込書

私は、向原町会防犯パトロール隊の設置運営の趣旨に賛同し、下記の通り隊員申し込みをします。

年 月 日

申込種別 ○をしてください	隊によるパトロール隊員	
	個人パトロール隊員 (わんわんパトロール ・ 健康パトロール)	

ヨミ		
氏名		
住所	丁目 班	
電話番号	(携帯)	
メールアドレス	(携帯)	
LINEの利用	使用している	使用していない

向原町会防犯パトロール隊設置運営要項:別紙1(申込書)